給水装置の構造及び材質に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、桶川北本水道企業団(以下「企業団」という。)水道 事業における給水装置の構造及び材質の基準に関し、必要な事項を定める ことを目的とする。

(基準適合品使用義務)

- 第2条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合するものでなければならない。
- 2 前項に規定する基準に適合するものとは、その技術的細目(給水装置の 構造及び材質の基準に関する省令(平成9年厚生省令第14号)に規定す る基準をいう。)に基づいて適合性の証明がなされた製品(製造業者自ら 証明する自己認証品又は製造業者の希望に応じて、製品が基準に適合する ことを第三者機関が証明し、認証マークの表示を認めた第三者認証品)を いう。

(給水装置の構成)

第3条 この規程において給水装置の構成は、配水管等からの分岐器具、給水管及びこれに直結する給水用具その他の管類をいう。

(給水装置の工事の計画及び施工)

第4条 給水装置の基本計画、水量・口径の決定及び図面作成等の基本計画 並びに給水管の分岐、布設、止水栓・水道メーター(以下「メーター」と いう。)設置及び道路復旧等の施工については、給水装置の構造及び材質 の基準の改正について(平成9年7月23日衛水第203号)の別添2「給 水装置工事標準計画・施工方法」による。

(給水管及び給水用具の指定)

第5条 桶川北本水道企業団給水条例(平成10年条例第4号。以下「条例」 という。)第9条第1項の規定に基づく配水管への取付口からメーターま での間の給水装置の給水管及び給水用具については、別表に定めるものを 標準とし、これを指定する。

(工事の指示)

第6条 条例第9条第2項の規定に基づく配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置の工事に関する工法、工期その他の工事上の条件の指示については、企業長が別に定める「給水工事指示書」による。

(直結直圧給水)

- 第7条 給水装置による給水は、原則として建築物等の1階及び2階の給水 用具に直結直圧するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず企業長は、戸建て住宅若しくは事務所又は各戸 単独給水の集合住宅等の建築物で、かつ、配水管等から直接引込んだ給水 装置に限り、直結直圧による給水の特例として当該建築物等の3階の給水 用具に直結直圧給水を認めることができる。この場合において、当該給水 装置工事を申し込もうとする者は、事前に企業長と協議するものとする。 (直結増圧給水)

第8条 3階以上で概ね10階建て以下の建築物等の直結増圧給水について 企業長は、給水引込み管の口径、同時使用水量、使用動水圧及び関連する 配水管網への影響等について支障がないと判断したときは、これを認める ことができる。この場合において、当該給水装置工事を申し込もうとする

(メーターバルブの設置)

者は、事前に企業長と協議するものとする。

- 第9条 一時的に水道を閉じ又は開けるため、メーターボックス内にメーターバルブを設置する。
- 2 メーターバルブは、メーターの流入側に設置しなければならない。 (メーターの設置)
- 第10条 メーターは、給水管と同口径のものを標準として使用し、水栓より低位置、かつ、水平に設置しなければならない。
- 2 メーターの口径が50ミリメートル以上を設置するとき、又は40ミリメートル以下であっても検針に支障があるときは、リモート計量の発電式メーター等を設置する。この場合において、リモート装置は、点検しやすい場所に設置しなければならない。

(浄水器等の取付け)

- 第11条 活性器、浄水器等(以下この条において「浄水器等」という。) の給水装置への取付けは、当該浄水器等の管理の徹底を条件に、次の各号 によるものとする。
 - (1) 企業団の水質責任分界点は、当該浄水器等の取付けが給水装置の管路 途中の場合は、取付けの上流側の止水栓まで、給水装置の末端給水栓に 取付ける場合は、取付け位置の上流側までとする。
 - (2) 浄水器等の設置者は、当該浄水器等の使用及び管理に責務を負うものとする。
 - (3) 給水装置の管路途中に取付ける浄水器等は、逆流防止の装置が講じられていること。
 - (4) 第2条第2項に規定する認証品の浄水器等であること。

(受水槽の設置等)

第12条 一時に多量の水を使用する箇所その他企業長が必要と認める箇所 には受水槽を設けるものとし、その設備については、別に定めるところに より、設置者と協議し決定する。

(施行基準)

第13条 この規程に定めるもののほか、施行に関して必要な基準は、企業 長が別に定めるものとする。

附 則(平成10年3月26日規程第8号)

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 改正後の給水装置の構造及び材質に関する規程は、この規程の施行の日 以後に申込む給水装置の工事から適用し、同日前に申請を受理した給水装 置工事申請書については、なお従前の例による。

附 則(平成15年3月25日規程第7号)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規程第2号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成27年2月25日規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月1日規程第1号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月30日規程第1号)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。